

令和5年度 居宅介護支援事業者交流会資料

あま市高齢福祉課

令和6年2月20日(火)

令和6年4月1日より義務化される運営基準

【虐待の防止に係る措置】

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から虐待の防止に関する措置を講じること。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

※周知の際は、個別の状況に応じて慎重に対応すること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第27条の2)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の38 準用含む)

令和6年4月1日より義務化される運営基準

【（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会】

虐待防止検討委員会では以下のような事項について検討すること。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

・虐待防止検討委員会は他の会議体と一体的に開催することとして差支えない。
また他のサービス事業者との連携により行うことも差支えない。

・テレビ電話装置等を活用して行うことができる。その際はガイドライン等を遵守すること。

・「定期的」の解釈は厚労省等より示されていませんが、研修について検討する事項があるため年1回以上の開催が望ましいと考えます。

令和6年4月1日より義務化される運営基準

【（２）虐待の防止のための指針】

指針には以下のような項目を盛り込むこと。

- ① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

令和6年4月1日より義務化される運営基準

【（３）虐待の防止のための従業者に対する研修】

研修は定期的に行うこと。開催頻度は事業によって異なる。

事業所種類	開催頻度
居宅介護支援事業所	年1回以上
地域密着型サービス (GH、地密特定施設、地密特養除く)	年1回以上
認知症対応型共同生活介護 等	年2回以上

・また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施することが重要である。

運営規程（虐待の防止のための措置に関する事項）

【例】

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第〇〇条 事業者は虐待等の防止のため、虐待防止責任者を管理者と定め次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）虐待防止委員会の検討結果の従業者への周知
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

【解釈通知】

（12）運営規程

虐待の防止のための措置に関する事項（第6号）

（22）の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

運営規程（虐待の防止のための措置に関する事項）

運営規程の変更に伴い、重要事項説明書にも虐待の防止のための措置に関する事項を掲載することが望ましいです。運営規程に記載した内容の補足が考えられます。

【例】

虐待防止責任者：あま 太郎（管理者）

運営規程に定める虐待を防止するための従業者に対する研修は年〇回実施する。研修では以下の内容に関するものとする。

（研修の内容の考え方）

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定居宅介護支援事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底につながるもの。

令和6年4月1日より義務化される運営基準

【感染症の予防及びまん延の防止のための措置】

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施し記録すること。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第21条の2)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の31、第33条 準用含む)

令和6年4月1日より義務化される運営基準

【（１）感染対策委員会】

- ・感染対策委員会は構成メンバーの責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。
- ・感染対策委員会は他の会議体と一体的に開催することとして差支えない。また他のサービス事業者との連携により行うことも差支えない。
- ・テレビ電話装置等を活用して行うことができる。その際はガイドライン等を遵守すること。
- ・居宅介護支援事業所で従業者が1名である場合は、（２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備することで委員会を開催しないことも差支えない。その場合の指針は外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。

令和6年4月1日より義務化される運営基準

【（２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針】

- ・指針には「平常時の対策」、「発生時の対応」を規定する。
- ・平常時の対策としては「事業所内の衛生管理」、「ケアにかかる感染対策」等が考えられる。
- ・発生時の対応としては「発生状況の把握」、「感染拡大の防止」、「関係機関との連携」、「行政等への報告」が想定される。
- ・それぞれの項目の記載内容の例については、厚労省作成の「介護現場における感染対策の手引き」を参照すること。

令和6年4月1日より義務化される運営基準

【（３）感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練】

- ・定期的な研修を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。
- ・研修の内容は、感染対策の基礎的内容や当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケア等が考えられる。
- ・実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的に行うことが必要である。

※定期的な開催は以下のとおり。

事業所種類	開催頻度
居宅介護支援事業所	年1回以上
地域密着型サービス (GH、地密特定施設、地密特養除く)	年1回以上
認知症対応型共同生活介護 等	年2回以上

令和6年4月1日より義務化される運営基準

【業務継続計画の策定等】

(1)事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。

(2)事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

(3)事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第19条の2)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の30の2 準用含む)

令和6年4月1日より義務化される運営基準

【（１）災害に係る業務継続計画の記載内容】

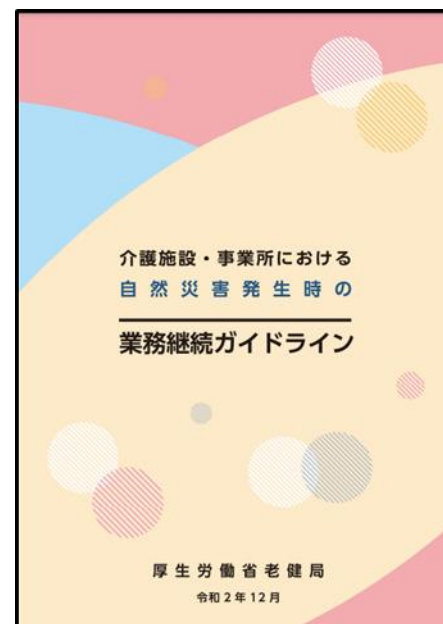
①平常時の対策（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）

②緊急時の対応（業務継続計画の発動基準、対応体制等）

③他施設及び地域との連携

厚生労働省HP 参照

「介護施設・事業所における自然災害発生時の
業務継続ガイドライン」



令和6年4月1日より義務化される運営基準

【（１）感染症に係る業務継続計画の記載内容】

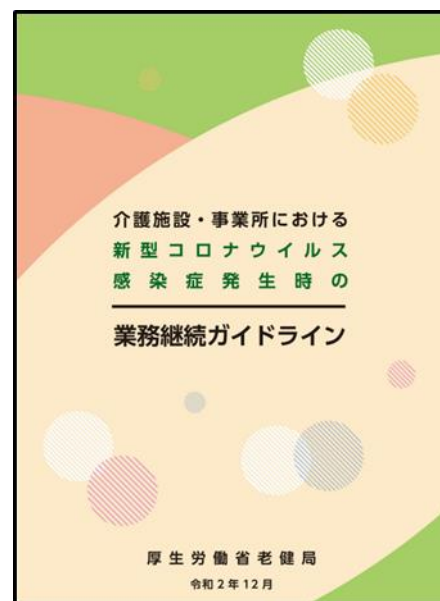
①平常時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

②初動対応

③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

厚生労働省HP 参照

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」



令和6年4月1日より義務化される運営基準

【（2）業務継続計画の策定等に係る研修及び訓練】

- ・定期的な研修や訓練は、業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

※定期的な開催は以下のとおり。

事業所種類	開催頻度
居宅介護支援事業所	年1回以上
地域密着型サービス (GH、地密特定施設、地密特養除く)	年1回以上
認知症対応型共同生活介護 等	年2回以上

- ・定期的な研修や訓練は他の研修や訓練と一体的に実施することも差支えない。

令和6年4月1日より義務化される運営基準

【業務継続計画の策定等】

- ・業務継続計画は「感染症に係る業務継続計画」、「災害に係る業務継続計画」の策定を求められるが、一体的に策定することも可能。
- ・業務継続の策定、研修及び訓練の実施については事業所に実施が求められるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差支えない。しかし、その際の研修や訓練は全ての従業者が参加できることが望ましい。
- ・居宅介護支援事業所向けではあるが、本市作成の業務継続計画の作成手引きを作成した。有効に活用し策定いただきたい。
作成がゴールではないため常に見直しや追加を行い、業務継続や早期再開に役立つものにしていただきたい。

令和6年4月1日より義務化される運営基準

【認知症介護基礎研修の受講措置義務化】

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師

上記の資格を有さない介護従事者に対して、認知症介護基礎研修受講のための措置を講じなければならない。新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従事者に対し、採用後1年が経過するまでに受講させること。

有資格者勤務が基本となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び居宅介護支援については対象外です。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の30の2 準用含む)

介護認定審査事務の移管について

令和6年3月31日、海部東部消防組合内にある「介護認定審査会及び障害認定審査会事務局」が廃止されることに伴い、当事務局で行っていた介護認定審査事務を令和6年4月1日よりあま市へ移管します。

それに伴い、要介護認定等の資料提供に係る申出につきましても窓口があま市に変更となります。ご承知おきください。

ご清聴ありがとうございました。